

<改訂箇所>

(中国しんきんカード会員規約) (法人)

改定後	現行
<p>第11条 (退会)</p> <p>4. (11)当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の(イ)から(ホ)に掲げる行為その他これらに準じる当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合(第三者を利用して行った場合を含む)(イ)暴力、威嚇、脅迫、強要等(ロ)暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカ一行為その他人格を攻撃する言動(ハ)人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動(ニ)長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ(ホ)金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容若しくは態様が社会通念に照らして著しく不当と認められる要求等</p> <p>(12)会員または使用者に対し本条第9項または第10項または第20条第4項の調査等が完了しない場合や、調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や、会員または使用者がこれらの調査等に虚偽の回答をした場合</p> <p>5. 当社は、会員または使用者が前項第9号、第10号または第11号の事由に該当した場合、会員及び使用者の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格または使用者資格を取消することができるものとし、当社と会員及び使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</p>	<p>第11条 (退会)</p> <p>4. (11)当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の(イ)から(ホ)に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合(第三者を利用して行った場合を含む)(イ)暴力、威嚇、脅迫、強要等(ロ)暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカ一行為その他人格を攻撃する言動(ハ)人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動(ニ)長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ(ホ)金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不当と認められる要求等</p> <p>(12)会員または使用者に対し本条第8項または第9項または第20条第4項の調査等が完了しない場合や、調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や、会員または使用者がこれらの調査等に虚偽の回答をした場合</p> <p>5. 当社は、会員または使用者が前項第9号または、第10号の事由に該当した場合、会員および使用者の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格または使用者資格を取消することができるものとし、当社と会員および使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</p>
<p>第14条 (期限の利益の喪失)</p> <p>1. 会員は、次のいずれかの事由に該当した</p>	<p>第14条 (期限の利益の喪失)</p> <p>1. 会員は、次のいずれかの事由に該当した</p>

<p>場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。また、使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当該使用者の本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(1) 仮差押、差押、競売の申請、破産または再生手続き開始の申立等の法的な債務整理手続きの申立てがあったとき。</p> <p>(2) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき。</p> <p>(3) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。</p> <p>(4) 当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合。</p> <p>(5) 会員または使用者が第12条第4項第9号、第10号または第11号の事由に該当したことが判明した場合。</p>	<p>場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。また、使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当該使用者の本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(1) 仮差押、差押、競売の申請、破産または再生手続き開始の申立等の法的な債務整理手続きの申立てがあったとき。</p> <p>(2) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき。</p> <p>(3) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。</p> <p>(4) 当社に支払うべき債務の履行を遅滞した場合。</p> <p>(5) 会員または使用者が第12条第4項第9号または、第10号の事由に該当したことが判明した場合。</p>
<p><お客様相談室> 株式会社中国しんきんカード 〒730-0032 広島市中区立町1番24号 電話番号 082-205-5221</p>	<p><お客様相談室> 株式会社中国しんきんカード 〒730-0032 広島市中区立町1番24号 有信ビル 電話番号 082-205-5221</p>
<p>(2026年4月改定)</p>	<p>(2025年4月改定)</p>

<改訂箇所>

(個人情報の取り扱いに関する同意条項) (法人)

改定後	現行
<p>第1条 (個人情報の収集・保有・利用等)</p> <p>2. 使用者等は、当社がクレジット事業（クレジットカード、ファクタリングを含む）、保証事業、融資事業、保険事業、集金代行業業その他これらに付随する事業に関する次の目的のために前項の①②③④⑧⑨の個人情報を利用することを同意します。</p> <p>①新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス</p> <p>②市場調査、商品開発</p> <p>③宣伝物・印刷物の送付、電話及び電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動（保険サービスの提供他）</p> <p>④当社が認める加盟店等その他当社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話及び電子メール等その他の通信手段を用いた送信</p> <p>⑤当社が認める加盟店等その他地方公共団体等及び当社の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援するデータ分析サービスにおいて、個人情報に係るデータを照合、分析することにより、統計レポートを作成すること（個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限り）</p> <p>※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載等）によってお知らせします。※当社ホームページアドレス：https://www.chugoku-card.co.jp</p>	<p>第1条 (個人情報の収集・保有・利用等)</p> <p>2. 使用者等は、当社がクレジット事業（クレジットカード、ファクタリングを含む）、保証事業、融資事業、保険事業、集金代行業業その他これらに付随する事業の次の目的のために前項の①②③④⑧⑨の個人情報を利用することを同意します。</p> <p>①新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス</p> <p>②市場調査、商品開発</p> <p>③宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動（保険サービスの提供他）</p> <p>④当社が認める加盟店等その他当社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話及び電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業案内</p> <p>⑤当社が認める加盟店等その他地方公共団体等および当社の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援するデータ分析サービスにおいて、個人情報に係るデータを照合、分析することにより、統計レポートを作成すること（個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限り）</p> <p>※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社所定の方法（インターネットの当社ホームページへの常時掲載等）によってお知らせします。</p> <p>※当社ホームページアドレス： https://www.chugoku-card.co.jp</p>

<p><お客様相談室 責任者：お客様相談室長 > 株式会社中国しんきんカード 〒730-0032 広島市中区立町1 番24号 電話番号 082-205-5221</p>	<p><お客様相談室 責任者：お客様相談室長 > 株式会社中国しんきんカード 〒730-0032 広島市中区立町1 番24号 有信ビル 電話番号 082-205-5221</p>
<p>(2026年4月改定)</p>	<p>(2025年4月改定)</p>